

## 川崎市公告第617号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づき、川崎市地域計画を策定するため、同条第7項の規定に基づき、次のとおりその案を利害関係人の縦覧に供します。

なお、当該案に意見がある利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、川崎市長に理由を付して意見書を提出することができます。

令和8年2月25日

川崎市長 福田紀彦

### 1 縦覧場所

川崎市都市農業振興センター農業振興課

（事務所所在地 川崎市高津区梶ヶ谷2丁目1番7号 JAセレサ梶ヶ谷ビル2階）

### 2 縦覧期間

令和8年2月25日から令和8年3月11日まで

### 3 縦覧時間

午前8時45分から午後5時まで